備考　各原材料のアミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに各原材料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、昭和51年7月24日農林省告示第757号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき検定の方法を定める件）第2に定めるところにより算出すること。

（日本工業規格A4）

別表第五規格設定飼料検査設備の欄中「脂肪抽出装置」の下に「（粗脂肪を検査する場合に限る。）」を加える。

別表第六基準の欄中「予め」を「あらかじめ」に、「製造日から一年間」を「当該製品が消費されるまでの期間を経過した後三月間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則別記様式第三十二号により提出された申請書は、この省令による改正後の飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則別記様式第三十二号により提出された申請書とみなす。